

不可視化されてきた男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害と被害者支援

岩田, 千亜紀 / Iwata, Chiaki

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

現代福祉研究 / THE BULLETIN OF THE FACULTY OF SOCIAL POLICY AND ADMINISTRATION : Reviewing Research and Practice for Human and Social Well-being : GENDAIKUFUKUSHI KENKYU

(巻 / Volume)

24

(開始ページ / Start Page)

87

(終了ページ / End Page)

105

(発行年 / Year)

2024-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030560>

不可視化されてきた男性、性的マイノリティ、 障害者の性暴力被害と被害者支援

岩田 千亜紀¹⁾

【抄録】 男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害被害は、長年、不可視化されてきた。その要因には、①社会全体のジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づく誤った認識、②男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者が声を上げることができない社会構造、③従来のジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づいた法や支援制度の存在が挙げられる。そのため、それらの性暴力被害者は支援の狭間に置かれ、心身や社会生活に重大な影響を受けてきた。さらに、それらの被害は犯罪として裁かれず、深刻な被害が続いてきた。近年、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害に関する法律や支援制度は整備され始めてきている。今後は、それらの性暴力被害の不可視化をもたらしてきた要因を踏まえ、ミクロ・メゾ・マクロの視点および被害者のセクシュアリティや障害等の多様性を踏まえた支援を展開することが必要である。

【キーワード】 男性 性的マイノリティ 障害者 性暴力被害者支援 ジェンダー規範

1. 問題の所在

国連は性暴力を「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」と定義している。すなわち、性暴力の定義はジェンダー中立（ジェンダー・ニュートラル）なものであり、人は誰でも性暴力被害者になる可能性がある。しかし、宮崎（2023a）が指摘しているように、性暴力は基本的には「女性と子どもたちに対する暴力」という文脈で用いられてきた。

このような背景としては、性暴力被害に関する問題提起および社会運動として展開してきたのがアメリカの女性運動であったことと関係がある。1960年代からの女性運動の高まりを受けて、性暴力被害の真実を明らかにし、現状に意義申し立てをし、被害者を支援するさまざまな女性運動が起こった。1972年には、はじめてレイプ・クライシス・センターが、ワシントンDCやカリフォルニアに開設された。英国やスウェーデンでも同時期に性暴力被害者の支援がはじめられた。これらは、フェミニスト活動家や当事者の手により運営された（小西ら 2016; 加納ら 2016）。1990年代になる

¹⁾ 法政大学現代福祉学部

と、性犯罪を含む「女性に対する暴力」に関する政策が各国の課題として広く認識されるようになった。1993年に国連で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」、1995年の北京における第4回世界女性会議では、女性に対する暴力が大きく取り上げられた。

このような中、日本で1996年に制定された男女共同参画2000年プランでは、初めて「女性に対する性暴力の根絶」が国の施策として定められた。さらに、2000年に制定された男女共同参画基本計画では、12の重点分野の一つに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が定められ、同年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立した（小西ら2016）。なお、DV防止法は性中立的な規定となっているが、法の解釈を導く前文では、「配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」と記載されている。このことについて、毛塚（2010）や松村（2007）は、「DVは「女性の人権問題」として取り上げられてきた」、「DV防止法は、「女性に対する暴力」の防止を目的としている」と述べている。

このように、日本においては、性暴力やDVは、「(男性による)女性に対する暴力」と規定され（石原2019）、「男性加害者」、「女性被害者」という異性愛規範、ジェンダー規範に基づいて社会問題化されてきた。そのため、このようなジェンダー規範やセクシュアリティ規範に沿わない男性や性的マイノリティの性暴力被害は、不可視化や潜在化されてきた（日高2019；宮崎2023b）。

なお、男性や性的マイノリティのほかに、このような従来のジェンダー規範やセクシュアリティ規範に沿わない存在として認識されてきたのが「女性障害者」である。たとえば、松波（2007）や吉田（2009）は、「女性運動やフェミニズムが「女性＝障害をもたない女性」という前提を持っている」、「障害者としての女性は、同じ女性としてのグループに入れていない」と述べている。このように、障害女性の問題は、健常な「女性」の問題として取り上げられることもなく、不可視化されてきた。その意味で、障害女性も、従来のジェンダー規範から排除された存在であり、障害のある性暴力被害者の被害は不可視化、潜在化されてきた（岩田2023b）。

そこで、本稿では、これまで不可視化されてきた男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害について取り上げる。具体的には、先行研究を基に、それらの被害の実態や被害者支援の状況を示したうえで、不可視化されてきた要因について明らかにする。さらに、不可視化されてきたそれらの性暴力被害に対する社会福祉の課題についての検討を行う。

2. 用語の定義

本稿では、「ジェンダー」について、以下の日本学会議（2006）に依拠して、次のように定義する。「[「ジェンダー」とは、社会的・文化的カテゴリー（社会・文化的な性別）であり、通常新生児の外性器の外見による男女の識別に始まり、言語の習得とともに性自認の形成を伴い、社会的文化的に学習された性別役割への社会化を通じて成り立っている。]

また、本稿では、セクシュアリティについて、World Association of Sexual Health: (WASH) による以下の定義を援用する。「[「セクシュアリティ」とは、生物学的性（身体が持つ性）、性自認（自身が認識する性）、ジェンダー・ロール（性役割）、性的指向（性愛の相手が異性・同性・両性）、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖を含み、喜びとウェルビーイング（幸福。身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること）の源として定義されている（WASH 2014）。]

3. 男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害

これまで、性暴力被害についての研究の多くは、若者や異性愛者、女性を対象にしたものであった。そのため、女性や子どもへの性暴力被害の実態と比較して、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害に関する文献は未だ乏しい状況にある（Thomas et al, 2023; Kammer-Kerwick et al. 2019; Amborski et al. 2021）。これらの研究は、歴史的には1990年代頃からアメリカやイギリスなどで開始された。日本におけるそれらの研究の多くは、欧米に遅れて、2000年代頃から開始されている。以下に、海外および国内の文献研究結果から明らかになった男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力の発生率等の概要を示す。

（1）男性の性暴力被害率

性暴力は少女や女性に影響を及ぼしている一方で、男性が性被害に遭うことも驚くほど一般的である（=Brown 2021）。男性への性暴力被害に関する先行研究結果によれば、欧米諸国における男性の性暴力被害は年間、5～10%を占めている（Thomas et al, 2023）。2016～2017年にアメリカの疾病予防管理センター（CDC）が実施した最新の調査結果によれば（CDC 2022）、生涯でレイプを受けた経験があると回答した女性は26.8%であるのに対して、男性は3.8%であった。また、生涯のうちに何らかの性的被害を受けた経験があると回答した女性は54.3%であるのに対して、男性は30.7%であった。同調査によれば、男性のレイプ被害者のうち76.8%は加害者が男性であり、10.4%は加害者が女性であった。しかし、挿入されたと主張する男性の69.6%、性的強要被害に遭っ

た男性の71.7%、不本意な性的接触を受けた男性の47.5%の加害者は女性であった。

日本では、人口に対する男性の被害の割合を示せるほどの大規模な調査は行われていない。しかし、これまでの調査から、一般男性の0.4%~1.0%がレイプ相当(性交、肛門性交又は口腔性交)の被害を受けていたことが分かっている(内閣府男女共同参画局2021)。また、1999年に男女大学生等を対象とした岩崎(2000)による調査では、男性の25%が、何らかの被害経験を有していた。なお、NHKによる男性被害者292人が回答したアンケート調査(NHK2021)では、被害に遭った年齢は20代までが8割近くであり、過半数は10代であった。

(2) 性的マイノリティの性暴力被害率

性的マイノリティの男性は、異性愛の男性よりも被害に遭うリスクが高いとされている(=Brown2021)。2010年にCDCが実施した調査結果によれば(CDC2011)、異性愛者の男性の21%と比較して、同性愛者のゲイの男性の42.3%、両性愛者のバイセクシュアル男性の49.7%が、レイプ以外の何らかの性暴力被害を受けた経験があったと回答した。また、異性愛者の女性の17.4%に比べて、同性愛者のレズビアン女性の13.1%、両性愛者のバイセクシュアル女性の46.1%が、生涯でレイプを受けた経験があると回答した。

日本で日高が2005年に実施したゲイ・バイセクシュアル男性5,731人を対象に行った調査では、何らかの性暴力被害を受けた経験率は21.4%であった(Hidaka et. al. 2014)。また、日高が2016年に性的少数者15,064件を対象に実施した調査(日高2019)では、本人が認知した性暴力被害経験率は全体で8.3%であり、バイセクシュアル女性(23.7%)トランス男性(21.1%)、トランス女性(18.0%)、レズビアン女性(15.3%)、の順に被害の経験率が高くなっていった。

(3) 障害者の性暴力被害率

1990年代以降、海外では、障害児者への性暴力被害についての研究が進められてきた。Jonesら(2012)によるメタアナリシスでは、障害のある子どもの性暴力被害は13.7%と推計され、性暴力被害に遭うリスクは、障害のない子どもに比べて2.9倍高くなっていった。また、女性障害者を対象とした調査によれば、女性障害者の性暴力被害の発生率は、健常女性の約2~3倍高くなっていった(Smith2007; Brownridge20007)。さらに、Mitraら(2016)による成人を対象とした研究では、一生のうちに性暴力被害に遭った割合は、男性障害者は8.8%、男性健常者は6.0%、女性障害者は25.6%、女性健常者は14.7%と、女性障害者が最も高くなっていった。

国内では、障害のある性暴力被害者についての統計調査は行われていないため、その発生率は不明である。しかし、国内においても、障害のある性暴力被害者についての状況が、近年、少しずつ

明らかになっている。たとえば、障害のある女性を対象とした DPI 女性障害者ネットワークによる調査（2012）によれば、回答者 87 名のうち 45 名（35%）が性暴力被害を経験していた。また、内閣府男女共同参画局（2018）による若年層における性的な暴力に係る相談・支援のあり方についての報告書では、性暴力被害者の 55%がなんらかの障害を抱えていた。さらに、発達障害と診断された人、またはその疑いのある人を対象とした岩田・中野（2019）によれば、回答者 32 名中 23 名（71.9%）がなんらかの性暴力被害に遭っていた。

4. 支援政策における男性・性的マイノリティ・障害者の性暴力被害者支援の位置づけ

男性・性的マイノリティ・障害者の性暴力被害者は、心的外傷後ストレス、抑うつや不安症状、自殺願望、薬物乱用、性機能障害など、深刻な心理的・感情的影響を受ける可能性が高いといわれている（岩田 2018; 日高 2019）。しかし、日本では、性暴力に特化した法律はないため、性暴力被害者の支援は、警察庁による犯罪被害者全般の支援として行われてきた（小西ら 2016）。また、男女平等と人権尊重の観点から、内閣府男女共同参画局が、女性に対する暴力根絶の取組を総括している（岡本 2017）。そこで、以下に男女共同参画と犯罪被害者支援における男性、性的マイノリティ、障害者への性暴力被害者支援の位置づけについて記述する。

（1）男女共同参画社会基本法および男女共同参画基本計画における男性・性的マイノリティ・障害者の性暴力被害者支援の位置づけ

内閣府男女共同参画局では、主な政策の一つに「女性に対する暴力の根絶」を掲げている。内閣府男女共同参画局は、男女共同参画社会基本法（1999 年 6 月 23 日交付・施行）に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2000 年 12 月 1 日に第 1 次男女共同参画基本計画を策定した。現在は第 5 次男女共同参画基本計画（2020 年 12 月 25 日閣議決定）（5 次計画）が進められている。

政府は、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、2020 年度から 2022 年度までの 3 年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定めた。また、実効性のある取り組みを速やかに進めていくために、2020 年 6 月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を定めた。同方針では、性犯罪・性暴力の特性を踏まえつつ、取組の強化を速やかに進めていくことが示された。なお、この 6 つの特性のうち、5 つ目と 6 つ目の特性として挙げられたのが、障害者と男性やセクシュアルマイノリティの被害の潜在化についてである（内閣府男女共同参画局 2020）。

さらに、これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、2023 年度から 2025 年度までの 3 年間を「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における「性犯罪・性暴

力対策の更なる強化の方針」を定めた。本方針は、5次計画の確実な実行を図るため、5次計画の目標年度である2025年度までの3年間において関係府省が連携して取り組むべき施策の方向性を示したものである。この「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」では、「相談員の支援能力・専門性の向上のための研修の実施」という項目において、「障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援について学べるよう研修教材を作成、提供する」と記載されている。さらに、「多様な被害者支援の充実」という項目において、「警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、相談支援の実情等を踏まえた研修を実施する」と記載されている（内閣府男女共同参画局2023）。

（2）犯罪被害者支援における男性・性的マイノリティ・障害者の性暴力被害者支援の位置づけ

2005年4月、「犯罪被害者基本法」が試行され、同法の理念実現を目指して「犯罪被害者等基本計画」が5年ごとに策定されてきた。「第2次犯罪被害者等基本計画」（2011年3月25日に閣議決定）では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、ワンストップ支援センター）の設置促進の施策が複数盛り込まれ、2012年3月には、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引」が作成された。ワンストップ支援センターは、性暴力被害者に、被害直後から医療、心理、法的支援などを可能な限り1か所で提供し、被害者の負担を軽減するための機関である。これらの計画の下、2018年10月までに、ワンストップ支援センターが47都道府県の全てに設置された。

2021年3月には、2021年4月1日から2026年3月31日を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、ワンストップ支援センターの体制強化が新たな施策として盛り込まれた。「第4次犯罪被害者等基本計画」では、「ワンストップ支援センターの体制強化」に関連して、「関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】」と記載されている（警察庁2021）。

5. ワンストップ支援センター等における男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者支援

（1）ワンストップ支援センター等における男性の性暴力被害者への支援の状況

宮園ら（2019）による、ワンストップ支援センター53ヶ所を対象としたアンケート調査結果（回答したセンターは31ヶ所、回答率は58.5%）では、男性の性暴力被害者に対して電話相談や来所

を受け入れているワンストップ支援センターは27ヶ所（87.1％）であった。しかし、「〔関係機関との連携状況〕を見る限り、女性や子どもと比較すると、十分な支援を提供するまでには至っていないと推察される」（宮園ら 2019）とあることから、課題も存在すると考えられる。

また、NHKによる全国52カ所のワンストップ支援センターを対象としたアンケート調査結果（NHK 2021）では、48ヶ所（92.3％）のワンストップ支援センターが、男性に対応していた。しかし、同調査結果からは、電話相談は受けているものの面談は行っていないというセンターや、証拠採取・保管などの医療支援ができるセンターが少ない現状があった。さらに、男性からの相談を受けている48センターからは、「相談員が女性であるため男性相談者の気持ちを十分に理解できない場面もある」、「男性被害者への支援に特化した研修を受けておらず、実際の支援における想定ができていない」、「男性の被害者のための医療機関（泌尿器科や肛門科等）との連携が課題である」などの課題が挙げられた。

しかし、ワンストップ支援センターへの相談支援に繋がることのできる男性被害者がいる一方で、性暴力被害後に援助要請行動をとる男性被害者は、女性被害者よりも少ないとの調査結果もある。たとえば、内閣府男女共同参画局（2021）の調査では、無理矢理の性交等について、被害を誰かに打ち明けた人は男性が29.4％、女性が37.6％であり、警察に相談した人は、男性が0％、女性が6.4％であった。また、2020年に一般社団法人Springによって実施された「性暴力被害の実態調査アンケート」（Spring 2020）では、「私自身、被害を受けた男性なのですが、どこに相談するのがいいかわからない。県や市の相談窓口は女性しか対応していないか、男性用の窓口は営業時間が短かったりして相談しにくい」といった回答もあった。これらのことから、男性の性暴力被害者に関しては、より相談支援に繋がりにくいと考えられる。

（2）ワンストップ支援センターにおける性的マイノリティの性暴力被害者への支援の状況

宮園ら（2019）による、ワンストップ支援センター53カ所を対象としたアンケート調査結果（回答したセンターは31ヶ所、回答率は58.5％）では、性的マイノリティの性暴力被害者に対して電話相談や来所を受け入れているワンストップ支援センターは28ヶ所（90.3％）であった。しかし、男性の性暴力被害者への対応と同様に、「女性や子どもと比較すると、十分な支援を提供するまでには至っていないと推察される」（宮園ら 2019）と、課題も挙げられた。

また、Broken Rainbow Japanが2021年に実施したワンストップ支援センターにおける性的マイノリティ現状調査（Broken Rainbow Japan 2021）では、性的マイノリティの性暴力被害者の相談を受け入れているワンストップ支援センターは、回答のあった31ヶ所中、16ヶ所（51.6％）であった。また、性的マイノリティの性暴力被害に関し、研修を行っているのは、回答のあった

31ヶ所中、16ヶ所(51.6%)であったが、そのうち「性的マイノリティが性暴力被害に遭った際の特徴や対応についての具体的な研修を実施した」のは7ヶ所(22.5%)のみであった。さらに、「性的マイノリティの性暴力被害相談に関して困っている事」として、「医療連携ができる産婦人科以外の医療機関がない」、「医療費補助が産婦人科以外に使うことができない」などの課題が挙げられた。

なお、性暴力被害を受けた性的マイノリティが相談機関で配慮のない言葉をかけられたり、対応を断られたりする2次被害が後を絶たないという報道もある。東京新聞(2023)によれば、「性的マイノリティにも対応する」と掲げるワンストップ支援センターに心身の不調を相談したにも拘わらず、スタッフは対応できる病院を把握していなかったり、配慮に欠ける対応が重なったとの事例もあった。年間約100人の性的マイノリティから相談を受けるBroken Rainbow Japanによれば、半数以上は、性暴力被害者の支援団体などで配慮のない対応や差別発言を受けるなど、適切に対応してもらえなかったとしている。

(3) ワンストップ支援センターにおける障害のある性暴力被害者への支援の状況

岩田(2023a)によるワンストップ支援センターにおける障害のある性暴力被害者についてのアンケート調査では、回答のあった25ヶ所の約8割において、障害のある性暴力被害者への相談支援の経験があった。また、ワンストップ支援センターでは、障害特性の理解や配慮など、様々な工夫が行われていた一方で、障害のある性暴力被害者への支援上の困り感として、コミュニケーションの難しさや、当事者主体の支援の難しさ、不安定なメンタルへの対応などの課題が挙げられた。

一方、岩田・中野(2019)が行った発達障害者への性暴力の実態に関する調査では、性暴力の経験があると回答者のうち、「性暴力の経験を誰かに話しましたか」の質問に対して「話した」と回答した人では、友人・知人が9人(39%)と最も多く、民間の専門家や専門機関には2人、警察以外の公的機関(役所や男女共同参画センター等)には1人であった。この結果から、発達障害の性暴力被害者では、相談機関などに繋がる人は少ないと考えられる。

さらに、岩田(2021)は、障害のある性暴力被害者の相談の難しさについて、相談機関が障害のある人からの性暴力被害に関する相談を想定していない、メール相談ができないなど、障害のある人が相談にアクセスできない問題を挙げている。実際、全国52か所に設置されているワンストップ支援センターのうち、メールでの相談対応を行っているセンターは、2021年4月1日現在で20か所(約38.5%)であり、ほとんどが電話相談または来所での相談であった(内閣府男女共同参画局2021)。

6. 性刑法における男性、性的マイノリティ、障害者の被害の位置づけの変遷

谷田川（2012）は、性暴力犯罪においては、二重の性差別主義が存在していると指摘している。一つは、法における男性中心主義であり、もう一つは、性における男性中心主義である。1907年（明治40年）に制定された刑法は、まさにこの二重の性差別主義に基づいた法律であり、性暴力被害は「女性」被害者の「落ち度」であるとして裁かれてきた。

しかし、1994年11月にイギリスで性犯罪法が改正されたことに続き、世界各国で性暴力に関する法律の改正が進んだ。イギリスのほか、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、韓国、台湾などでは、男性も被害者として含むジェンダー・ニュートラルな性犯罪を罰する法律が施行されている。

日本でも、2009年、女子差別撤廃委員会（CEDAW）によって女性に対する性暴力に関する刑法の改正が要請された。そのような影響もあり、2017年、刑法制定以降初めて、110年ぶりに性犯罪に関する規定の大幅な改正が行われた。また、この改正刑法の付則では、施行から3年後をめどに、さらなる見直しを行うことが求められた。それに伴い、2023年6月に改正刑法が成立し、性犯罪がより厳格に対処されることとなった。図1は、刑法における処罰規定の変化のうち、特に男性、性的マイノリティ、障害者の位置づけの変化を中心に示したものである。

	1907年 制定	2017年 改正	2023年 改正
罪名	強姦罪	強制性交罪	不同意性交罪
手段	暴行または脅迫		同意しない意思を形成、表明、まっとうすることが困難な状態にさせる
性行為	姦淫	性交、肛門性交または口腔性交 男性器の挿入が前提	性交、肛門性交、口腔性交、膣もしくは肛門に身体の一部もしくは物を挿入する行為でわいせつなもの 男性器以外の挿入も対象に
被害者	女性	性別を問わない	
障害者	「心身喪失・抗拒不能」に乗じて処罰される		「心身の障害」が同意しない意思の形成の項目の一つとなる

図1 刑法における処罰規定の変化（東京新聞（2023）の図を基に一部修正）

まず、2017年の改正刑法の大きなポイントとしては、男性も性被害対象として包摂した、性別を問わないジェンダー・ニュートラルな性暴力の犯罪化・厳罰化が行われたことである。具体的には、強姦罪から強制性交等罪へ名称が変更され、被害者の性別が問われなくなった。

さらに、2023年の法改正では、性行為の挿入規定が見直され、「膣か肛門に、身体の一部か物を挿入するわいせつな行為」が追加された。これにより、男性器の挿入だけでなく、男性器以外の挿入も対象となったことから、性的マイノリティを含む多様な性被害の実態が反映されたといえる。

また、2023年の法改正では、強制性交罪から不同意性交罪へと名称が変更された。その成立要件については「暴行・脅迫要件」および「心身喪失・抗拒不能」というこれまでの要件から、以下にあげる8つの行為により「同意」しない意思の形成や表明が困難である場合に変更された。8つの行為とは、「①暴行・脅迫」、「②心身の障害」、「③アルコールや薬物の接種または影響」、「④睡眠等意識が明瞭でない状態」、「⑤拒絶するいとまがないこと」、「⑥予想と異なる事態に直面して恐怖、驚愕させること」、「⑦虐待による心理的反応」、「⑧経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮すること」である。これまで障害のある性暴力被害者については、「心身喪失・抗拒不能」に乗じたとして処罰されるとされてきた。一方、起訴や処罰をする側の裁量に任されるなど、その適用にばらつきがみられるとの指摘もあった(岩田2022)。しかし、今回の法改正によって、明確に「心身の障害」が成立要件の一つとして規定されることで、障害のある性暴力被害者への「解釈」による適用のばらつきの防止に繋がることが期待される。

このように、2023年の法改正によって、ようやく男性、性的マイノリティ、障害者の性被害に関する法律が整備され始めてきたと言える。

7. ジェンダー規範やセクシュアリティ規範に基づく差別や偏見による、男性、性的マイノリティ、障害者への性暴力

男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害の要因には、共通点が存在している。それは、従来のジェンダー規範やセクシュアリティ規範からの逸脱や排除に基づく性暴力被害である。特に社会の中で差別や偏見を受けやすい障害者や性的マイノリティは、性暴力被害の標的にもなり易いことが明らかになっている。

たとえば、性的マイノリティの性暴力被害について論じた東京新聞(2023)や毎日新聞(2021)の記事では、「LGBTQの被害は差別が根底にあることが多い」との指摘に触れ、もともと自らのセクシュアリティを明かしていない人が多く、弱みに付け込まれる例が目立つことや、性的マイノリティへの嫌悪感情に基づく被害があると述べている。また、加納ら(2016)も、性的マイノリティ

の生き方が、性（セクシュアリティ）の規範に対する反抗や逸脱と見なされることがあるとして、レズビアンやゲイは、特に紛争下では性暴力の対象になってきた歴史について述べている。

また、岩田（2023b）は、障害のある女性への性暴力の要因について、以下のように述べている。「障害のある女性は、性的存在でなく、他者に依存した存在であるといった固定的なジェンダー規範のために、母であり妻であり家族の世話をする人であるといった伝統的な女性役割を奪われている。特に、男性優位社会においては、障害のある女性は伝統的な女性役割に適した存在ではないとみなされる。そのため、障害のある女性は、孤立し、自尊感情を奪われ、精神的、社会的、経済的に不利な立場に置かれる。こうした障害女性をめぐる固定的なジェンダー規範は、障害女性への否定的な印象や社会的スティグマを形成する。そのため、障害のある女性は、性暴力の加害者にとって、最も脆弱な対象、性暴力の対象として認識されるようになる。」

8. 男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害の潜在化の共通要因

（1）社会全体のジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づく誤った認識

男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害が不可視化されてきた共通の要因の一つは、社会全体のジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づく誤った認識である。

たとえば、男性の性暴力被害について宮崎（2023a）は、「[女性＝被害、男性＝加害]というジェンダー規範ゆえに、男らしさと矛盾する被害として周辺化されてきた」と述べている。「男らしさ」という概念と、男性の性暴力被害が結びついて生まれたのが、「男性のレイプ神話」である。「男性のレイプ神話」とは、「男性は強い（＝性被害に遭うはずはない）」、「逃げられるはずだ」、「被害に遭うならば、ゲイ男性であるか、男らしさが欠如した男性、あるいは性行為を望んでいた男性だ」といった誤った認識である（宮崎 2023b）。社会全体が「男らしさ」を自明のものとして受け入れ、それによって男性のレイプ神話のような誤った信念を受け入れているからこそ、男性の性暴力被害が不可視化されてきたといえる。

また性的マイノリティの性暴力被害においても、男性の性暴力被害の不可視化と同様のことが指摘されている。たとえば、日高（2019）は、異性愛者やLGBTsも性暴力の被害に遭うという可能性の認識がほとんどされてこなかったこと、そのために「女性被害者」を想定した相談窓口が圧倒的に多いことを指摘している。

さらに、障害女性の性暴力被害の不可視化においても、同様のことが指摘されている。たとえば、松波（2007）は、「障害女性への「虐待・性暴力」という問題は、家族を含め自分を介護する人間からなされることが少なくなく、まさに「逃げようがない」点で深刻さをもつが、「女性問題」とし

て扱われたことがあったらどうか」という疑問を投げかけている。また、伊藤 (2004) が「フェミニズムは女性障害者のことを視野に入れてこなかった」と述べているように、性暴力の被害者は、常に障害を持たない「女性」であり、障害を持つ「女性」の被害は想定されてこなかった。そのため、同じ女性であるにも拘わらず、障害のある女性の性暴力被害は常に不可視化されてきたといえる。

(2) 男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者が声を上げることができない社会構造

男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害が不可視化されてきた二つ目の共通要因は、被害者個人が被害について声を上げることができない社会構造の存在である。

たとえば、宮崎 (2023b) は、男性の性暴力被害者には、男性という立場を意識することでの困難があると述べている。性暴力被害について言葉にしてきたのは多くが女性であることから、「(男性である) 自分が性暴力被害者を名乗っても良いのか?」という疑義が生じ、被害について声を上げることができなくなる。また、斎藤 (2023) は、男性被害者が被害を誰にも言わなかった理由として、「女性から男性への性暴力なんて信じられない、馬鹿にされると思った」、「男子中学生である自分が同性である男性からそういった行為をされたことを周囲に知られることは恥ずべきことだと思ったから」、「男のくせに、耐えればよい」という当事者の意見を紹介している。これらの回答からは、女性は加害をしない、男性は性暴力被害に遭わないという男性のレイプ神話を被害者自身が内面化していることがうかがえる。また、男性は力強い存在である、弱い男性は男性ではないといったジェンダー規範の存在も推測される。男性は「男らしくあらねば」という一種の呪縛によって、誰かに助けを求めたり、自らの身に起きたことを性的暴行と認識することが困難となっているという指摘もある (=Brown 2021)。さらに、男性の性暴力被害が明らかになっても、その被害を加害者が「冗談のつもりだったんだ」などと問題を矮小化されることや、周囲から「そんなこと起こる訳がない」などの否認が起きる。このような認識のされ方は、被害者の罪悪感や恥辱感につながり、一層孤立し被害を訴えにくくしている。それらに加えて、男性が性被害に遭うということについての知識が不足していることも、問題を矮小化することに繋がり、性被害が表面化しない要因となっていると考えられる。

性的マイノリティの性暴力被害者が被害を訴えることについて、日高 (2019) は、性的マイノリティへの差別や偏見が存在する社会において、相談窓口で性的志向をカミングアウトすること大きな躊躇がある事例を紹介している。また、日高 (2019) は、「悩みの原因や背景に性的志向や性自認のことがあったとしても、それをそのまま言いづらい、言えなければ悩みをちゃんと分かってもらえないように感じる」、「本来なら安心して内面を開示したい相手に対しても、ありのままの自分でいられない相談になってしまう」、「援助や治療を求めた相手に偏見や無理解によってさらに傷つけら

れる]、「二次被害が怖い」といった当事者の心情に理解する必要があると述べている。これらのことから、性的マイノリティの人が性暴力被害に遭った場合には、不本意なカミングアウトやアウティングにつながる恐れから、声を上げることが難しくなっていると見える。また、社会において、「性暴力は“男性”が“女性”に対して行うもの」という認識が根強い中で、性暴力に関する世間の“固定概念”（ジェンダー規範）に該当しない性的マイノリティの被害の場合、被害者が「自分の被害を性暴力として語っていいのか」と悩んでしまうことは珍しくない。それらの要因によって、性的マイノリティの性暴力被害が不可視化されると考えられる。

さらに、障害のある性暴力被害者も、被害について声を上げにくいことが指摘されている。特に、障害女性と性暴力被害の間には、障害とジェンダーという二重の差別（複合差別）といった「構造的な要因」がある。たとえば、障害者の場合、介護者から被害を受けることは少なくないが、被害を訴えればケアを受けられなくなるとの心配から、被害を人に話すことが困難となる。また、知的障害者などの場合、そもそも性暴力被害を被害と認識することが難しいことや、言葉でうまく被害を伝えることができないことから、被害を訴えることが難しくなる（岩田 2018; 岩田 2023b）。さらに、男性や健常者中心の社会では、女性であり障害者である障害女性は、弱者であり、保護される存在であり、自己決定権のない存在であると見なされてきた。このような上下関係、権力関係、支配関係の下では、障害女性は性暴力を拒むことができず、被害を訴えることができない状況に置かれている（岩田 2023b）。このような障害とジェンダーといった複合的な要因により、障害女性の性暴力被害は不可視化されてきたと考えられる。

（3）従来のジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づいた法や支援制度

男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害が不可視化されてきた三つ目の共通要因は、従来のジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づいた法や支援制度の存在である。

当時の家父長制社会のもとでの男性中心の性秩序の影響を受けて 1907 年に制定されたのが、刑法における性犯罪規定である。この規定において、まさに女性の「貞操保護」のために規定されたのが「強姦罪」であった。この「強姦罪」では、加害者は男性のみ、被害者は女性のみとして想定されていたため、男性や性的マイノリティが強制的な性交や類似行為によって被害を受けたとしても、強制わいせつ罪でしか処罰をすることはできなかった。また、障害者への性犯罪については、「心身喪失」「抗拒不能」という要件が設けられていたものの、定義が曖昧であったことから、やはり障害者の性被害が犯罪として扱われることは少なかった。このような刑法の性犯罪規定は、性暴力被害者支援政策に大きな影響をおよぼした。日本では、内閣府男女共同参画局が「女性に対する暴力根絶の取組」を推進してきたことに示されるように、日本における性暴力被害者支援の対象者は、「女

性被害者」であり、それ以外の被害者の被害は不可視化され、支援に繋がることはできなかった。

2017年および2023年の刑法改正によって、ようやく多様な性被害の実態が反映されることとなり、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害に関する法律や支援制度は整備され始めてきている。しかし、2023年の刑法改正以降も、内閣府男女共同参画局のホームページでは、「女性に対する暴力の根絶」という課題の下に、性犯罪・性暴力対策が位置付けられている。そのため、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者支援については、依然として不可視化され続けてしまいかねないと危惧される。

9. 考察：男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害に対する社会福祉の課題

石原（2019）は、「誰が被害者および加害者として認識されるかは、性暴力予防政策、被害者の認識、支援制度にまで強い影響をおよぼしていることは明白である」と述べている。本稿の分析結果からも、「女性＝被害」、「男性＝加害」という社会全体のジェンダー規範やセクシュアリティ規範は、性暴力被害者の認識や支援制度にまで強い影響を及ぼしていたことが明らかである。

図2は、これまでの先行研究結果の分析結果を基にした、男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害のプロセスを示したものである。長年、男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害被害は不可視化され続けていた。不可視化されてきた要因には、①社会全体のジェンダー規範と

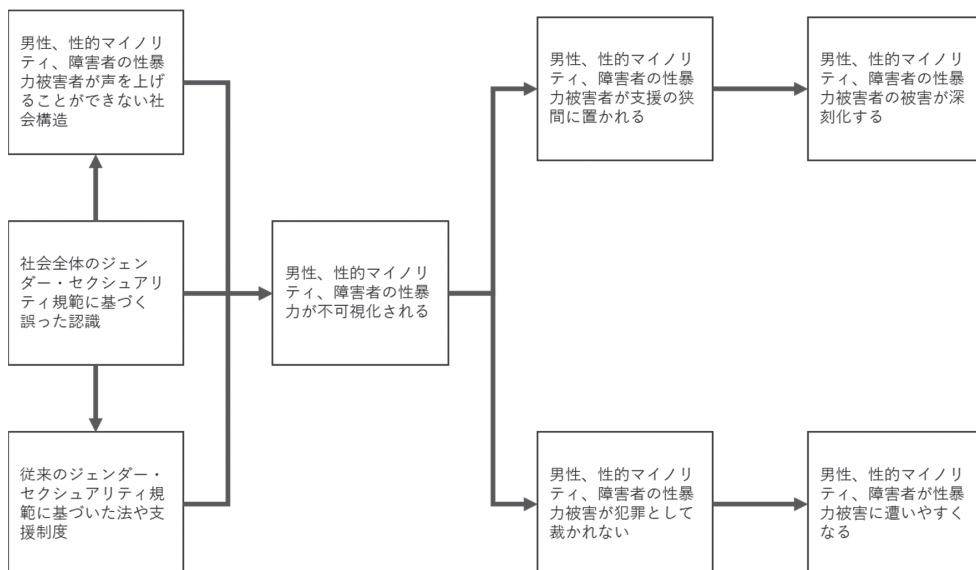


図2 男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害のプロセス

セクシュアリティ規範に基づく誤った認識、②男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者が声を上げることができない社会構造、③従来のジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づいた法や支援制度という3つが存在していた。男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害被害は長年不可視化されたため、被害者が被害を相談したくとも、支援は提供されず、法的な救済を受けることが難しい状況に置かれ続けてきた。その結果、それらの性暴力被害者は、心身や社会生活への重大な影響を受けてきた。また、それらの被害が潜在化・不可視化することによって、被害の予防が妨げられ、深刻な被害状況が続いてきた。

最後に、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害のプロセスを踏まえて、それらの性暴力被害被害に対する社会福祉の課題について考察したい。図3は、本稿の分析結果から、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者への支援の理論枠組みを示したものである。男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害被害の不可視化は、ミクロ（被害者）、メゾ（地域社会・支援機関）、マクロ（支援に係る制度・政策）の各システムの相互作用によって引き起こされると考えられる。そのため、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者への支援においては、ミクロ（多様な性暴力被害者への適切な支援の提供）、メゾ（周囲のジェンダー規範等の誤った認識の変革）、マクロ（多様な性暴力被害者を含めた支援制度の構築）のシステムの観点から支援を展開することが必要である。

棟居（2011）は、「社会福祉と性暴力被害者支援の関係性と位置づけを理論化すること」をすでに求めていた。しかし、石原（2019）は、そのような試みは実行されなかっただけでなく、性暴力は「男性による女性に対する暴力」として位置づけられたため、女性でない男性や性的マイノリティなどの被害者の周辺化をもたらしたと述べている。

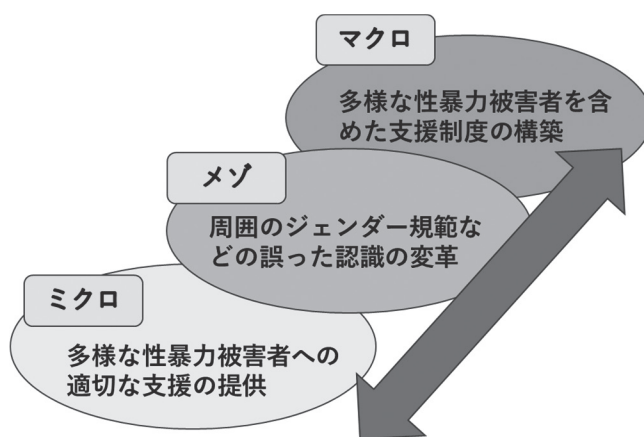


図3 男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者への支援の理論枠組み

ジェンダー規範やセクシュアリティ規範への根本的な批判は、社会福祉にも求められるものである。石原 (2019) は、従来、過小評価された女性の性暴力被害を顕在化するために女性の問題として構築されたことには意義があるとする一方で、性暴力の社会問題に関して、社会福祉は視野を広げ、ジェンダー・ニュートラル化に向けた努力をすべきであると論じている。男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害被害者の苦しみの不可視化を認めることは、女性に対する性暴力の存在を否定することでは決してない。その反対に、女性も男性も性的マイノリティも障害者も、同じ既存のジェンダー規範やセクシュアリティ規範による性暴力被害に苦しめられていることを互いが認め、分断ではなく繋がって共に課題解決に向けていくことこそが求められる。また、石原 (2019) が述べているように、社会福祉は、ほかの被害者と同様にすべての被害者を救済する必要があり、ほかの被害者と平等に支援すべきというスタンスを取らねばならない。

男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害に関する法律や支援制度は整備され始めている。今後、すべての性暴力被害者への適切な支援のために、男性や性的マイノリティ、障害者の性暴力被害の不可視化をもたらしてきた要因を踏まえ、マイクロ・メゾ・マクロの視点および被害者のセクシュアリティや障害等の多様性を踏まえた支援の展開が必要である。

参考文献

- Amborski, A.M., Bussieres, E-L., Vaillancourt-Morel, M-P., and Joyal, C.C. (2021) Sexual violence against persons with disabilities: A meta-analysis. *Trauma, Violence & Abuse* March 4, 1-14.
- Broken Rainbow Japan (2021) 『性暴力被害相談・ワンストップセンターにおける性的マイノリティ対応現状調査』.
- Brown, E. (2021) *To raise a boy.* (=2021. 山岡希美訳. 男子という闇—少年をいかに性暴力から守るか. 明石書店).
- Brownridge, Douglas A. (2006) *Partner violence against women with disabilities.* *Violence Against Women.* 12 (9), 805-822.
- Centers for Disease Control and Prevention (2011) *The national intimate partner and sexual violence survey: 2010 summary report* National Center for Injury Prevention and Control.
- Centers for Disease Control and Prevention (2022) *The national intimate partner and sexual violence survey: 2016/2017 report on sexual violence.* National Center for Injury Prevention and Control Centers for Disease Control and Prevention.
- DPI 女性障害者ネットワーク (2012) 『障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な

- 生きにくさとは—複合差別実態調査報告書— 特定非営利活動法人 DPI 日本会議、DPI 女性障害者ネットワーク.
- Hidaka Y., Operario D, Tsuji H, et al. (2014) *Prevalence of sexual victimization and correlates of forced sex in Japanese men who have sex with men*. PLoS ONE 9 (5): e95675. doi :1371.0095675/
- 日高康晴 (2019) 「社会調査が示す LGBTs における DV と性暴力被害の現状」『地域保健』50-5, 28-31.
- 石原アンナユリアーネ (2019) 「成人男性に対して性的攻撃的な女性—周辺化される女性加害者と男性被害者についての考察—」『社会福祉学』60-3, 63-75.
- 伊藤智佳子 (2004) 『女性障害者とジェンダー』一橋出版株式会社.
- 岩崎尚子 (2000) 「日本の大学生における性的被害—date/acquaintance rape の経験および被害者にとっての”重要な他者“としての経験」『こころの健康』15 (2), 52-61.
- 岩田千亜紀 (2018) 「障害者への DV などの暴力についての国際的な動向と課題:文献レビュー」『東洋大学社会学部紀要』55-1, 43-55.
- 岩田千亜紀 (2021) 「障害のある性暴力被害者への ICT を活用したソーシャルワーク支援の検討」『東洋大学福祉社会開発研究』13, 5-16.
- 岩田千亜紀 (2022) 「障害者への性犯罪規定に関する刑事法検討会での議論への考察」『東洋大学社会学部紀要』59 (2), 35-49.
- 岩田千亜紀 (2023a) 「障害のある性暴力被害者の被害状況と相談支援の現状と課題—性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに対する調査から—」『社会福祉学』64 (1), 88-102.
- 岩田千亜紀 (2023b) 「障害女性への性暴力の現状と課題」『SSK 月刊きょうされん TOMO』519, 5-7.
- 岩田千亜紀・中野宏美 (2019) 「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」『東洋大学社会学部紀要』56 (2), 23-37.
- Jones, L., Bellis, M.A., Hughes, K., McCoy, E., Eckley, L., Botes, G., Mikton, C., Shakespeare, T., and Officer, A. (2012) *Prevalence and risk of violence against children with disabilities: a systematic review and meta-analysis of observational studies*. The Lancet, 380 (9845), 899-907.
- Kammer-Kerwick, M., Wang, A., Hoefler, S., et al. (2019) *Sexual violence among gender and sexual minority college students: the risk and extent of victimization and related health and*

- educational outcomes*. *Journal of Interpersonal Violence*. 1 (28) , 1-28.
- 加納尚美・李節子・家吉望み (2016) 『フォレンジック看護—性暴力被害者支援の基本から実践まで』
医歯薬出版株式会社.
- 警察庁 (2021) 『第4次犯罪被害者等基本計画』.
- 小西聖子・上田鼓 (2016) 『性暴力被害者への支援—臨床実践の現場から』 誠信書房.
- 毎日新聞 (2021) 「LGBTQと性暴力「弱み」狙われる性的少数者たち 当事者が訴える「命の問題」
2021年3月28日 (<https://mainichi.jp/articles/20210328/k00/00m/040/014000c>, 2023.8.14).
- 松村歌子 (2007) 「DV防止法の改正とこれからの被害者支援」『関西福祉科学大学紀要』 11, 163-188.
- 松波めぐみ (2007) 「「非障害女性」として考える—障害女性、抑圧、フェミニズム—」『女性たちの21世紀』 52, 25-28.
- Mitra, M., Mouradian, V. E. and Fox, M. H. (2016) *Prevalence and characteristics of sexual violence against men with disabilities*. *American Journal of Preventive Medicine*. 50 (3), 311-317.
- 宮園久栄・岩井宣子・安部哲夫ら (2019) 『性刑法改正後の性暴力対策及び被害者支援のあり方に関する研究』 2018年度一般研究助成研究報告書.
- 宮崎浩一 (2023a) 「日本社会における「男性の性暴力被害」が置かれる状況」『部落解放』 839, 32-41.
- 宮崎浩一 (2023b) 「問題は“彼”ではない 男性の性暴力被害とジェンダー規範」『臨床心理学』 23 (3), 273-278.
- 毛塚智恵 (2010) 「ドメスティック・バイオレンス被害者の多様性とDV防止法」『早稲田社会学総合研究 別冊「2009年度学生論文集」』 193-203.
- 棟居徳子 (2011) 「性暴力被害の実態と被害者支援—いま社会福祉に求められるもの—」『社会福祉研究』 111, 43-49.
- 内閣府男女共同参画局 (2018) 『若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業報告書』.
- 内閣府男女共同参画局 (2021) 『男女間における暴力に関する調査報告書』 (令和2年度調査).
- 内閣府性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会 (2020) 『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』.
- 内閣府性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会 (2023) 『性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針』.
- NHK みんなでプラス (2021) 『男性の性被害 292人実態調査アンケート結果』 (<https://www.nhk>).

- or.jp/minplus/0026/topic013.html. 2023.8.14).
- 日本学術会議 学術とジェンダー委員会 (2006) 『対外報告 提言：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来』.
- 岡本かおり (2017) 「性犯罪・性暴力被害者支援の現状と課題 —ワンストップ・支援センターの成り立ちから」『清泉女学院大学人間学部研究紀要』 14, 25-40.
- 齋藤梓 (2023) 「性暴力被害後の相談行動を妨げる要因の検討—被害に直面した際の被害者の反応に着目して」『目白大学 心理学研究』 19, 1-14.
- Smith, D. L. (2007) *Disability, Gender and intimate partner violence: relationships from the behavioral risk factor surveillance system*. *Sex Disability*. 26, 15-28.
- Spring 『性被害の実態調査アンケート結果報告書』 (2020) (http://spring-voice.org/news/200809survey_report/, 2023.8.14).
- Thomas, J.C., Kopel, J. (2023) *Male victims of sexual assault: a review of the literature*. *Behavioral Science* 13 (4) , 1-22.
- 東京新聞 (2023) 『性暴力被害者は「女性」だけじゃない・・・LGBTQ への無理解が2次被害を生む』 2023年6月18日 (TOKYO Web) (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/257339>, 2013.8.14).
- World Association of Sexual Health: (2014) 「性の権利宣言」 (<https://worldsexualhealth.net/wp-content/uploads/2014/10/DSR-Japanese..pdf>, 2023.8.14).
- 谷田川知恵 (2012) 「性暴力と刑法」 戒能民江・棚村政行・後藤弘子・角田由紀子編 『講座ジェンダーと法 第3巻暴力からの解放』 日本加除出版株式会社.
- 吉田滋 (2009) 「障害者と支援 ジェンダー及びその近接概念における障害者像についての考察—雇用・就労の場面において」『社会事業研究』 48, 118-121.